

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 7月 9日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 7月 9日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
--------	---------	------	---------

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例（逐条解説）について
- (2) 町制50周年記念事業について
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 12時07分

**○委員長（喜々津英世委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。

まず、7月6日の大雨、これはファックスが流れてまいりましたけれども、災害対策本部が設置されたということで、議長、副議長、ほか何名か事務局に詰めたというふう聞いておりますけれど、大変御苦労様でありました。幸い大した被害も本町では無かったというふう聞いておりますけれども、今、岡山とか広島とか大変な状況のようがあります。そういうことがありましたけれども、今日は次第にも書いてありますように、前回お配りをしておりました政治倫理条例の逐条解説の問題、それからまず初めに1番上に資料が乗せてあると思いますが、施行規程で一部、文言の整理をしなければならぬというのが出てまいりました。それと町制施行関係ですね。それともう1点、前回からずっと協議をし、全員協議会に掛けておりました一般質問の答弁書の事前配布の問題で、それをやっておる所、それからいろんな状況等について調査をした分を今日持ってきておりますので、そこら辺が時間があれば協議をしていただきたいというふうに思っております。それでは早速、事件番号1逐条解説についてということでありまして、関連がありますので施行規程についても事務局から説明をお願いいたします。

富永課長。

**○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）**

おはようございます。お配りをしてる資料で施行規程と上に書いてあるもので1番下の方に黄色で囲ってるマーカーをしてる部分、第6条第2項の最後の部分で「告示しなければならない」という文言なんですけども、こちらについては「告示するものとする」というふうに揃えたほうがいいだろうということで、委員長の方にも確認をさせていただいて、こういう形で整理をさせていただきたいということでお配りをさせていただいております。施行規程の文言訂正については以上です。それと、逐条解説についてでございますけども、逐条解説については、前回配布して持ち帰って見とってくださいということでお願いをしとった分でございますけども、持って来てない。

**○委員長（喜々津英世委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、これから逐条解説について説明をいたしますが、もう本文については省略をいたします。解説部分だけ事務局から説明をさせますのでよろしく願います。

富永課長。

**○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）**

それでは逐条解説の案でございますが、第1条からまいります。趣旨、本条は条例が規定している概要及び制定の目的を明らかにするため定めています。ということで、解

説の方が、議員は選挙で選ばれた公職者であり、町民全体の奉仕者として高い倫理観を保持し、地位を利用して民意を損なう行為を慎むなど、議員が遵守すべき政治倫理基準を明文化することは町民と議会の約束であり、町民と議会の信頼関係の基盤となるものです。町民と議会の関係をより強固なものにすることで、議会及び町政に対する町民の信頼を確保し、民主的な町政の運営及び発展に寄与することを目的として定めています。

次に第2条でございます。第2条の趣旨でございますが、本条は第1条の目的を達成するための議員の責務について定めています。解説、第1項は議員は町民の信頼に値する倫理観を持ち、清廉かつ誠実な職務遂行に努めることを定めています。第2項は住民自治と団体自治の2つの要素が地方自治本来のあり方であり、これを理解した上で議員本来の使命達成に努めると定めています。第3項は政治倫理基準に反する疑惑を持たれたときは自ら説明責任を果たさなければならないという政治倫理の原点を定めています。

第3条の趣旨でございます。本条は主権者である町民の理解と協力は不可欠と考え定めています。解説、第1項は町政及び議会は町民のものであるとの考えから、議員の活動及び政治姿勢等について関心を持ち、必要に応じて説明責任を果たすよう求めることができると定めています。第2項は町民も主権者であることを自覚し、議員に対してその地位による影響力を不正に行使させないことを町民の役割として定めています。

第4条の趣旨、本条は最低限遵守すべき事項を政治倫理基準として定めています。解説でございますが、公職である者に対して適用される法律とは、公職選挙法、政治資金規正法、公職にある者等のあつせん行為等の処罰に関する法律などを言います。議員は、選挙で選ばれた公職者であることを自覚し、人格と倫理の向上に努め、町政運営の一翼を担う者として品位と名誉を損なう行為をしないこと、町民全体の利益擁護を旨として職務に関して不正の疑惑を持たれないよう議員が遵守すべき事項として、町の契約への関与、特定の者の有利になるような働きかけ、適正な職務遂行を妨げる不当な働きかけをしないことなど6項目を政治倫理基準として定めています。

第5条、趣旨、本条は町との契約に関する遵守事項を定めています。解説、地方自治法第92条の2は議員の兼業禁止を規定したのですが、法の趣旨を尊重するとともに、議員は町の施策や予算の審査、請負契約等の議決に関わることから、疑惑の念を生じさせないためにも、議員、その配偶者若しくは扶養する親族、またこれらの者が実質的に経営に携わる法人は、町との契約等は辞退するように努めることを定めています。

第6条、趣旨、本条は議員が政治倫理基準等に違反する疑いがある場合、町民及び議員は審査請求ができるとし、その手続き等について定めています。解説、第1項は審査請求は町民は50人以上の連署、議員は2人以上の連署により、違反を証する資料を添えて、政治倫理基準等違反の審査請求ができると定めています。第2項は審査請求の期限は、原則としてその行為があった日から1年以内のものと定めています。第3項は審査請求を受理した後、審査請求の適否及び特別委員会設置の可否について議会運営委員会に諮問することを定めています。

第7条、趣旨、本条は第6条の審査請求要件が整っている場合の委員会の設置及び運営に関する事項を定めています。解説、第1項は委員会の設置及び運営等については、会議規則及び委員会条例の規定を適用すると定めています。第2項は委員会審査及び役割について定めています。第3項は対象となっている議員に意見を述べる機会を与えることを定めています。第4項は議員等の関係者に資料の提出及び説明を求めることを定めています。

第8条、趣旨、本条は委員会審査の公平性の観点からも対象議員の協力義務を定めています。解説、第7条第4項の規定に基づき委員会から資料の提出及び説明を求められたときの対象議員の協力義務を定めています。

第9条、趣旨、本条は委員会の審査結果を受けた後の手続き等について定めています。解説、第1項は委員会審査は60日以内に終え、文書で議長に報告することを定めています。第2項は議長は審査結果を対象議員に通知することを定めています。第3項は対象議員は審査結果に不服があるときは、議長に対し文書で弁明の申立てができると定めています。第4項は、議長は弁明申立てがあつたときは必要な措置を講ずることを定めています。

第10条の趣旨、本条は対象議員に違反があつたときの議員及び議会の措置を定めています。第1項は対象議員は政治倫理基準等に違反していると認定されたときは、自ら責任を明らかにしなければならないと定めています。第2項は対象議員に対し議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会としての措置として文書による警告、公開の議場における陳謝、議会役職の辞職勧告、議員の辞職勧告等を講ずることを定めています。第3項はこれらの措置を講じたときは議長は本会議で報告し、審査請求代表者にも通知するとともに、議会ホームページ及び議会だよりで公表することを定めています。

第11条、趣旨、本条は審査結果に対し説明会の開催請求があつたときの措置について定めています。解説、第1項は審査請求と同様に町民50人以上の連署により説明会の開催請求があり、議会が特に必要があると認めたときは開催できると定めています。第2項は、対象議員は説明会に出席し、釈明しなければならないと定めています。

第12条、趣旨、本条は条例の施行における委任事項です。解説、この条例施行における審査請求手続き、様式、その他については長与町議会議員政治倫理条例施行規程で定めています。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは趣旨と解説部分だけを今、説明をいたしました。これについて、これから質疑を行いたいと思います。

暫時休憩して行います。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて再開をいたします。

先程、解説の7条第4項で「議員等の関係者」というのが分かりにくいということでもあります。これについては、条例本文と同じように「対象議員及び関係者」に揃えたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのようにさせていただきます。ほかにありませんか。

金子委員。

#### ○委員(金子恵委員)

先程の補佐人にちょっと固執するわけではないんですけども、条例自体には補佐人を付けられるということ自体は一切無いわけで、となると、規程の第6条に補佐人を入れ込んだんですね。補佐人出席届っていうことを入れ込んだので、こっちの条例自体の逐条解説の11条の解説に、補佐人をつけることを規程で定めているということはいれないでいいんでしょうか。

#### ○委員長(喜々津英世委員)

いいですか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長(喜々津英世委員)

委員会を再開します。

第9条の解説の1番下、第4項は、「議長は、弁明申立てがあつたとき」となっていますが、「弁明の」ということで、前回、施行規程の中でもそういうふうにしたので、変更をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

4項はそのように変更いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長(喜々津英世委員)

委員会を再開いたします。今、岩永委員の方から提案がありました。これは条例の施行規程第6条第1項ですね。第1項の規定を準用するの後、「このとき」というのが、「この場合において」というふうにしたほうが適切であるということで、この前の議案にもそういうあれが出てまいりましたので、それに倣ってということで提案がありました。そのようにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

この6条第1項の「このとき」を「この場合において」と変更をお願いいたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長(喜々津英世委員)**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

施行規程第6条第3項がいろいろ議論をいただきましたが、変更をしたいと思います。「対象議員は、補佐人届(様式第7号)を事前に議長に提出することにより、補佐人を同席させることができる。」とこのように変更したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

ほかにありませんか。

逐条解説部分と施行規定は両方関連がありますので、やむを得ませんけれども行ったり来たりで申し訳ないと思いますが、よろしくお願いします。それと第10条、4ページですけれども、課長が読み上げるときに解説の1番頭ですね、第1項のところで「違反している認定されたときは」の「と」が抜けておったということで、説明のとき言われましたので、「と」を挿入していただきたいと思います。

よろしいですか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長(喜々津英世委員)**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

あと、条例の逐条解説、それから施行規程あわせて何かありましたら、何もなければ、これで一応、逐条解説、施行規程について議運としての考え方を決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

場内の時計で10時40分まで休憩をいたします。

(休憩 10時30分～10時40分)

**○委員長(喜々津英世委員)**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

事件番号2の町制施行50周年記念事業についてということで、事務局にいろいろ調

べとってくれということをお願いをしております。埼玉県戸田市議会の50周年記念の議会だよりというのがあったんですが、これは通常の議会だよりとは別に、50周年記念の議会だよりというふうになっておるようで、これが8ページ、これは表紙部分が過去の議会だよりの表紙をずっとここに並べたというようなそういう資料です。次のページが戸田市議会50年の歩みということで、年表のようなものをずっと書かれておると。それから次の戸田市の未来に向けてということで、現職議員からのメッセージということでそれぞれ100文字以内ぐらいで、それぞれの議員が寄稿をしておると。そして、1番後ろが50周年おめでとうございますということで、それぞれ議員のOB会長とか、現職の議長、それから友好都市あるいは姉妹都市の議会議長のお祝いのメッセージをここに載せておるという状況です。通常は大体现職の議長と現職の町長とかがお祝いの挨拶文を載せるというものが普通のようなのですが、これは1つの案として皆さん方にお示しをしましたけれども、こういうふうなものは、前は安部委員から議場コンサートはちょっとそういうところがあるよということでは言いましたけれども、それがいいじゃないかという話がありましたけれども、他に皆さん方なんかこう、これが宝塚市議会が50周年記念の雑誌です。こういったものを作るってなればとてもじゃなけれど、これに掛かりつきりでやらんばいかんし、相当金もかかるので。これは議運で行った時やったかな。あの時買うて来たやっつたろうと思います。ですから、そういった部分で皆さん方の率直に、せつかく議長の方から議運中心になって広報広聴常任委員長も交えたところで取り組んでもらいたいという指示がっておりますので、何もしないわけにはいきませんから、ちょっと休憩をして、それぞれ意見を出していただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

町制施行50周年記念事業につきましては、記念講演会の開催、それから議場コンサート、これは具体的には中学校の吹奏楽あるいは北陽台高校という問題が出てきました。それと、議会誌の発行。その3つの案が今それぞれ提案がなされましたので、次回、このことについてもう少し詳しく掘り下げて議論をしたいということで、議会事務局の職員の皆さんにもひとつそういった資料等の収集については、御協力をいただくようお願いをしておきたいと思います。あとこれは当然ある程度の問題決まらんと予算がどうなのかというのは分かりませんが、毎年、費用弁償で220～30万ぐらいは不用額を出しておりますので、そういった意味ではある程度の予算確保は、現在の予算の中でもできるんじゃないかなという思いもありますので、費用対効果も考えると、より良い物をやっぱり作っていきたいというふうに思います。そういうことで次回にこの問題は回したいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。



次にその他の項目で皆さん方のお手元に、議会運営委員会としての行政調査について資料を差し上げております。これについて事務局長が準備をしてくれましたので、事務局長の方から説明をお願いいたします。

谷本局長。

#### ○議会事務局長（谷本圭介君）

資料の御説明を簡単にさせていただきます。まず左上のホッチキス留めで両面コピーのやつがあるかと思いますが、それを見ていただきたいと思います。まず、今のところの予定ですね、8月1日から8月3日水曜日から金曜日に掛けてということで予定をいたしております。人数の方は、議会運営委員会6人、委員外委員で副議長1名、議長1名と随行2人の合計10名ということで予定をいたしております。1枚めくっていただきまして、これ日にち別に今のところ標準的に時間のスケジュールで打ったものを入れております。まず初日は、8時半の全日空の飛行機が1番いいようですので、それで行くということで想定をしております。空港の集合時間が40分前ぐらいということで、7時50分ということで少し早いんですが想定をいたしております。そして羽田空港10時15分に着きますので、ちょっと申し訳ないんですが、早い昼食を取っていただいて、そして12時ちょっと前の京浜急行でとりあえず品川駅まで行きまして、その品川で一応ホテルを手配は今お願いしてるところですので、荷物だけを一旦預けに行って、身軽な格好で今度品川から新幹線のこだまに乗りまして、一旦小田原に行ってそれから伊豆箱根鉄道で北上しまして、南足柄市議会の方に訪問させていただいて、研修をするということで予定をいたしております、終わりましたらまた、品川の方に新幹線等で戻ってまいります、品川に泊まると。次のページ2日目ですけれども、こちらは今度は埼玉県嵐山町というところに予定をいたしております。品川駅を大体9時25分ぐらいのJRで池袋に行きまして、そこから東武鉄道で嵐山町の方に向かう予定にいたしております。戻ってきてまた同じホテルで品川に泊まりますので、この日も身軽な状況で行けるかと思いますが。次のページ最後のページ3日目ですけれども、これはちょっと荷物を持つての移動になりますけれども、品川駅から新幹線で新横浜まで行きまして、それから町田市議会の方に訪問させていただこうと思っております。その後は町田市議会が終わりましたら町田駅周辺で昼食を取るという予定にしておりまして、それから羽田空港に行きまして、16時25分の全日空で長崎空港まで帰ってくるという予定をいたしております。別紙の資料で3つの市町の概略といいますか、そういったものをちょっと準備をさせていただいておりますので、その辺をちょっと見ていただいて実は先方が3か所あるんですけれども、今日中にできたらどういった項目を質問っていうか、勉強したいのかっていうのを3つ、4つずつでもいいのでちょっと決めていただいたものを送ってほしいという申し出が出ておりますので、この中でこういったことを勉強したいということをお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今、説明が終わりましたので、それからもう1枚議会改革度調査2017ランキングから見た長与町議会の改革の位置ということで、これはちょうど中程から下に視察予定先の議会改革ランキングということで、長与町の下が東京都の町田市、その下が埼玉県嵐山町、神奈川県南足柄市と1番下に小値賀町が県下でナンバー1でしたので、この5つの市町の比較ができるようにしております。その表の上に分析観点についてということで、情報共有と住民参加それから機能強化という部分でこのランキングがされておりますけれども、例えば情報共有ということでは、本会議や委員会の議事録、動画、資料、また、賛否結果と理由、政務活動費及び視察結果などをどれだけ住民に公開しているか。また、公開した結果どうなったかについて検証を実施しているかと、これがこの分析の基準ということになっていきます。あと住民参加にしてもそこに書いておるとおりで機能強化もそうです。そうすると長与町と比べて、例えばどうなのかというのを比較できるように個別の順位とか、個別の得点とかしておりますので、こちら辺を見ながらここに行ったらどういうことをというのが、ある程度できるのかなとそういうふうを考えてこれを作ってみました。1番下に長与町議会の状況ということで、県内では2位であるが前年より大幅に上がった。ランクインした県内5議会これは長崎県議会も入りますけれども、比較すると情報共有は1位、住民参加及び機能強化の視点では小値賀に次いで2位。情報共有の視点は公開までの日数、タイムリーな公開を心がけるとともに、公開後の検証について検討する必要があると考えますということ。回答の内容を検証することで、議会改革のヒントなどが得られるものと考えますということで書いておる。これはどういうふうに回答したかっていうのは、議会運営委員会としても本当は把握しておく必要があると思うんですが分かっておりません。去年151位から205位に下がったときに何でこんな下がったのかなと、改革を後退しとらんはずと言いつつとですけども、そんなとき事務局から聞いたのは設問の仕方が変わっておって、変わったのでこういう結果になったということであつたんですが、今回また52位、何でこんなようになったとですか言われたときに、いやあ分からんとですよって残念ながら言えんとですたい。だからこれはやっぱり議会運営委員会としては、それを把握しておく必要があるだろうと。これは、なんていうか議会事務局に早稲田大学のそこからデータが送られてきて、それにパソコン上で回答してまた送るという内容ですので、おそらく議会としての回答をしているので議長は知っておられたんだろうと思うんですが、議会運営委員会ではその報告があつておりませんので、できれば今後はやっぱり議会改革の問題ですので議会運営委員会までは報告をして、本来やっぱりこれは議員の皆さん方にも知らせるべきだろうというふうに思っておりますので、そういう意味で作っております。ちょっと余談になりましたけれども、そういう視点でもって議会運営委員会としては、視察をしたいという意味で付けておりますのでよろしく願いいたします。こういうことで質問の項目をということでもありますので、暫時休憩します。

(暫時休憩)

## ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をします。今、お手元にお配りしたのが、一般質問答弁書の事前配付に係る提案ということで、これは6月の全員協議会で説明をしました。具体的にどういう所がこういうのをやってるかということで、調べて報告をしてくれということでありましたので、私の方で調べさせていただいたのが1ページの中程から下の他議会の状況です。これホームページで公開されておるものでしたので、もっと公開されてあるともしれんですけども、とりあえずこれだけ探しました。①が北海道の芽室町とか、それから9の埼玉県の嵐山町も答弁書の配付をしてありました。それで、その下に注1は除きます。注2で東京都羽村市議会の報告書にあきる野市及び福生市いずれも東京ですけどもが、事前配布を行っている旨の記述があつておりましたけれども、あきる野市と福生市のホームページでは、この確認ができませんでしたので、あとその2の答弁書の事前配布の方法で1番下に注として嵐山町議会は、一般質問通告書提出の際、答弁書不要と指定があれば事前配布はしない。そういうことをとっておるようになります。こちら辺が前回までの資料で無かったところです。それからその裏のページが1番上の表が遠軽町議会だよりに載った賛成意見、反対意見です。これ反対意見の中の一問一答制なので答弁書は要らないはずだというのは、例えばここは3問まで通告しますよね。例えば1問目に3つそれに付随した枝の部分を3つあるとすれば、枝の部分の1問目質問したらその答弁をもらう。それが終わったらまた2問目の質問をして答弁をもらうというそういう方式のようでもありますので、必要ないという言い方のようでありました。そこで、その下に答弁書の事前配布の提案ということでありますけれども、2で要請する場合の内容、当該議員が登壇する際に質問席に配布をして欲しいと。配布の担当は総務部、議会事務局による協議調整が必要と思われるが、印刷は総務部、配布は議会事務局による対応が望ましいんじゃないかならうかと、答弁書の取り扱いですけども、そこに書いておりますように、答弁書の内容と実際の答弁が相違することも想定をされます。また、答弁内容は後日、会議録を公開することから事前配付される答弁書は、議員のブログ、スマホ、ちょっとこちら辺のよう分かんませんが、ブログ等での公開、答弁書の第三者への配布等はしないものとする。これは議員が前もって配付されたものを質問する前に一般質問をする前にブログで公開して、それが政治倫理、何かでひっかかって、問責決議みたいな何かそういうものをした所がありました。したがってやっぱりそれはよろしくない。公開はしないと、もしこれが事前配付がOKということであれば、やっぱり議会の先例集申合せ事項等にも明記する必要があるはしないかなと、その他として実施議会の中で、議会基本条例の議会及び議員と執行機関の関係の項に明記すると。本議会も条文追加を検討する必要があるということで、例が議会改革ナンバー1を3年続けております芽室町議会、北海道の、基本条例第11条第5項で、議会は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書を基に討議の充実を図ります。というのが基本条例で書かれてあるわけですね。これも1つの手法ではないかというこ

とで調べておりますので、また、皆さん方のお許しが得れば全員協議会でもこの旨を報告をしたいと思えます。よろしいですか。ありがとうございます。私の方からもう以上で本日予定しておりましたものは終わりましたけども、皆さん方から何かあれば。

なければ次回の委員会を、例の記念講演会の件は、事前に事務局でももし何かあれば意見要望等を申し訳ありませんが、17日の9時30分から開会をいたします。50年誌の問題、それからもうちょっと議会改革の部分でちょっと御意見をいただきたい部分もありますので、その件を議題としたいと思えます。

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

(散会 12時07分)